平成２５年（フ）第１２３３号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番30棟503号
破産者　三浦　　隆
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９０９号
東京都武蔵村山市大南１丁目159番地の７プリモマスダ303号
破産者　中瀬　辰二
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１４３号
東京都立川市高松町１丁目30番３号タイセイハイム101号
破産者　須田　朝穂
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２０３２号
横浜市旭区さちが丘３番地の４
破産者　有限会社北上モータース
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８号
静岡県富士市五貫島1292番地の３
破産者　有限会社信栄工業
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１５７号
静岡県富士宮市粟倉南町218番地の２
破産者　有限会社ビジネスインターナショナル
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１８号
静岡県賀茂郡西伊豆町田子660番地の１
破産者　有限会社芹沢石油
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第３８号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本992番地の１の２
破産者　株式会社ＭＫ
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第５８３号
静岡県浜松市北区三方原町1594番地の１
破産者　ピーシーズ有限会社
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６３７号
静岡県浜松市浜北区内野台１丁目５番２号
破産者　株式会社ＴＫプランニング
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３３号
静岡県沼津市大岡1980番地の１　ヴィンテージ21―304号室、開始決定時の住所静岡県沼津市共栄町17番地の７
破産者　佐川　康夫
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１９６１号
愛知県海部郡蟹江町富吉４丁目88番地　富吉グリーンハイツ２号棟101号
破産者　鶴　　春水
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１６号
大阪府泉佐野市長滝1108番地の１―306
破産者　岸　　郁子
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
熊本市西区蓮台寺３丁目７番22号　高野コーポ101、前住所熊本市中央区帯山６丁目３番３号　内山荘103
破産者　田上ハルヨ
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９号
静岡県富士市五貫島179番地の２斉藤アパート３Ａ号、前住所静岡県富士市宮島160番地の１エルディムさのＡ―203号
破産者　塙　　勝男
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１５８号
静岡県富士宮市万野原新田4043番地の17
破産者　林田敬一こと　ハヤシダ　ウイルソン　ケイイチ
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１９号
静岡県賀茂郡西伊豆町田子656番地の１
破産者　芹沢　喜市
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第２０号
静岡県賀茂郡西伊豆町田子656番地の１
破産者　芹沢　　衞
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第２１号
静岡県賀茂郡西伊豆町田子656番地の１
破産者　芹沢ひろ子
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第６５３号
静岡県浜松市中区領家３丁目20番35号
破産者　浅井　敏夫
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係